

第1条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

第2条 会議を傍聴しようとする者は、係員の指図に従わなければならない。

第3条 傍聴人多数のときは、議長がその人員を制限することができる。

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 危険な器物を携帯する者
- (3) その他議長が入場を許可してはならないと認める者

第5条 議長が傍聴を禁じたときは、傍聴人は、速やかに退場しなければならない。

第6条 傍聴人は、如何なる理由があっても議場に入ることができない。

第7条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議員の言論に対して批評したり又はその可否を表明してはならない。
- (2) 私語又は談論してはならない。
- (3) その他会議の妨害となるような行為があつてはならない。

第8条 傍聴人が本規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させる。

退場を命ぜられた傍聴人は、その当日は、再び入場することができない。

第9条 本規則に規定のない場合においても、議長が必要と認めるときは、議長において適宜の措置をとることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。